

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 1 日

住宅建材・設備・資材の流通事業者 各位

経済産業省製造産業局生活製品課
国土交通省住宅局住宅生産課
林野庁林政部木材産業課

住宅建材・設備・資材の安定供給に向けた御協力について

現在、中東情勢に伴い、一部の住宅建材・設備・資材（以下、「住宅建材等」という。）の供給に偏りや目詰まりが生じている事例があり、住宅生産者等から、その安定的な調達に懸念の声が上がっていると承知しております。

政府では、中東情勢における関係閣僚会議の下に中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースを設置し、現下の中東情勢の中で国民の命と暮らしを守るべく、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図っているところです。

住宅分野に関しては、国土交通省において、経済産業省及び林野庁との連携・協力を通じて、住宅建材等の供給状況に係る情報の収集と共有を図るとともに、流通過程での目詰まりの解消に努めています。

現状、ナフサ由来の化学製品の供給については、年を越えて継続できる見込みが立っており、塗料の原料であるトルエンや、断熱材の原料であるウレタンなどについても、前年実績の供給が可能であることを経済産業省において把握しております。

一方で、通常以上の発注が集中的になされること等により、一時的に住宅建材等の需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼしている場合があるところであり、住宅生産に必要な住宅建材等が適切に供給されるよう、下記の通り、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅建材等の安定供給に向けた発注について

住宅建材等に関しては、経済産業省において住宅設備・建材関連事業者や溶剤等関連事業者（以下「住宅建材等関連事業者」という。）に対して、安定供給に向けた要請を実施するとともに、関連団体において、安定供給に向けた取組、原材料の確保及び生産の状況等について情報発信を行っているところです。

これらの安定供給等に関する情報の確認や住宅建材等関連事業者及び工務店等の住宅生産事業者との密なコミュニケーションのもと、住宅建材等の必要な時期及び必要な量を確認し、当面の必要量に見合う量のみを発注する、不急な在庫の確保を控える等、通常以上の発注が集中的になされること等による需給の逼迫が生じないよう取り組んでいただけるようお願いします。

2. 住宅生産事業者への働きかけについて

住宅生産事業者に対し、住宅建材等の関連団体による安定供給等に関する情報の確認、当面の必要量に見合う量のみを発注、十分な期間的余裕をもって必要となる時期を明記して発注を行うなど、計画的な発注の取組について働きかけるようお願いします。

3. 住宅分野情報提供窓口の設置について

今般、国土交通省および住宅生産関係団体において、中東情勢を受け住宅建材等の調達に支障が生じた場合の具体的な情報提供ができるよう、あらたに「住宅分野情報提供窓口」を設置しましたのでご活用いただけますようお願いします（別紙参照）。

【参考1】中東情勢関連の住宅生産課通知・事務連絡

- [溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）](#)（令和8年4月8日付け国住生第28号）
- [中東情勢等を踏まえた対応について](#)（令和8年4月13日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）](#)（令和8年4月14日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [住宅建材・設備の安定供給に向けた御協力について（要請）](#)（令和8年4月16日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [建設住宅性能評価の円滑な実施について](#)（令和8年4月23日付け登録住宅性能評価機関あて事務連絡）

【参考2】関連団体における情報発信等

- [中東情勢関連対策ワンストップポータルサイト](#)「関連する業界団体からのお知らせ」参照。

以上

【連絡先】

経済産業省製造産業局生活製品課（電話：03-3501-0969）

国土交通省住宅局住宅生産課（電話：03-5253-8510）

林野庁林政部木材産業課（電話：03-6744-2293）

(参考)

8 林政産第 20 号

令和 8 年 4 月 15 日

木材産業関連団体の長 殿

林野庁木材産業課長

木材産業における燃料油や石油製品等の安定調達及び木製品の安定供給
に向けた対応について（依頼）

日頃より、林業・木材産業行政について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢を踏まえ、政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含め、万全の体制をとっているところです。

一方で、中東情勢はいまだ予断を許さない状況にあることから、万一、燃料油や石油製品等の調達に支障が生じた場合には、農林水産省の「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」の活用をお願いいたします。

また、関係事業者の皆様におかれましては、石油関連の原材料の買占めなど原材料の需給の安定を損なう行為が行われることのないよう適切な対応をお願いするとともに、これらの動きに乗じた木製品の偏った供給などが行われることのないよう、適切に対応いただきますようお願いいたします。

今後、国民生活や関連産業に影響が生じることのないよう、貴団体におかれては、会員事業者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

（担当）林野庁木材産業課：03－6744－2293

(参考)「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」について

1. 概要

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

2. 相談の際に情報提供いただく内容

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱い

寄せられた情報について詳細をお聞きすることがございますのでメールに連絡先を記入願います。また、経済産業省と共有し、経済産業省において、石油連盟及び全国石油業共済協同組合連合会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・取扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

4. 相談窓口

林野庁林政課 rinya_rinsei★maff.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。